

(3) 定期報告義務の履行の確保

勸告	説明図表番号
<p>家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならないものとされ（家畜伝染病予防法第 12 条の 3 第 2 項）、毎年、農場ごとに家畜の頭羽数、飼養衛生管理基準の遵守状況等について、都道府県知事に報告することとされている（家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項並びに家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 2 及び第 21 条の 3。以下「定期報告」という。）。</p> <p>また、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言、勧告並びに命令をすることができ（家畜伝染病予防法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6）、農林水産大臣は、毎年、都道府県ごとに家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について整理し、インターネット等で公表するものとされている（家畜伝染病予防法第 12 条の 7）。</p> <p>農林水産省は、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」（平成 24 年 1 月 11 日付け 23 消安第 4459 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「衛生管理の状況等の報告通知」という。）において、毎年度、都道府県に対し、定期報告が行われた農場数、家畜の種類及び頭羽数、飼養衛生管理基準の遵守農場数等を取りまとめ、報告するよう求めている（以下、農林水産省が都道府県からの報告結果を取りまとめ、公表したものを「衛生管理の状況等の公表結果」という。）。</p>	<p>表 2-(3)-①</p> <p>表 2-(3)-②</p> <p>表 2-(3)-② (再掲)</p>
<p>(定期報告の遵守状況)</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）において、牛、豚又は鶏を飼養する家畜の所有者による平成 26 年の定期報告の遵守状況等を調査したところ、8 県（9 家畜保健衛生所）については、電話による督促や立入検査時の指導等により、全ての農場について定期報告が遵守されていた。</p> <p>これに対し、9 道府県（11 家畜保健衛生所）については、以下のとおり、定期報告の義務が十分履行されておらず、農林水産省もその実情を把握していないなどの状況がみられた。</p> <p>① 5 府県（5 家畜保健衛生所）においては、定期報告が行われていない農場の一覧を作成するなどして、未報告の農場を整理しており、これに基づき定期報告の遵守率を試算したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>i) 表 1 のとおり、定期報告の遵守率が約 72%から約 88%までとなっていたもの（岩手県（県南家畜保健衛生所）、群馬県（中部家畜保健衛生所）及び新潟県（中央家畜保健衛生所））</p>	<p>表 2-(3)-③</p>

表 1 岩手県、群馬県及び新潟県の調査対象家畜保健衛生所における定期報告の状況

調査対象家畜保健衛生所	管内農場数	定期報告が行われた	
		農場数	遵守率
岩手県（県南家畜保健衛生所）	3,559 農場	3,126 農場	87.8%
群馬県（中部家畜保健衛生所）	286 農場	205 農場	71.7%
新潟県（中央家畜保健衛生所）	180 農場	149 農場	82.8%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 岩手県（県南家畜保健衛生所）は平成 26 年 9 月 19 日現在、群馬県（中部家畜保健衛生所）は 26 年 9 月 18 日現在、新潟県（中央家畜保健衛生所）は 26 年 10 月 22 日現在の状況である。

3 岩手県（県南家畜保健衛生所）は遵守率を試算することができた牛農場（牛を飼養する農場。以下同じ。）のみの遵守率、群馬県（中部家畜保健衛生所）は遵守率を試算することができた豚又は鶏農場（豚又は鶏を飼養する農場。以下同じ。）の遵守率、新潟県（中央家畜保健衛生所）は牛、豚又は鶏を飼養する農場の遵守率を計上した。

ii) 定期報告の遵守率がほぼ 100%であるものの、管内 1 農場については、家畜保健衛生所の度重なる指導にもかかわらず、定期報告が行われていなかったもの（大阪府（大阪府家畜保健衛生所））

iii) 農林水産省に対し、管内全ての農場から定期報告が行われた旨の報告をしているが、家畜の所有者自ら定期報告を作成し、提出している割合は約 3%となっており、残りは、立入検査の結果や市町村が把握している情報により、やむを得ず家畜防疫員が定期報告の様式に記入している実態であったもの（沖縄県（中央家畜保健衛生所））

② 4 道県（6 家畜保健衛生所）においては、定期報告が行われていない農場を十分整理しておらず、定期報告の遵守率の試算もできない状況となっていた。このため、当省が抽出調査等により実態を調査したところ、次のような状況がみられた。

i) 平成 25 年度に営農されていた約 120 農場をそれぞれ抽出したところ、表 2 のとおり、定期報告の遵守率は 90%から約 94%までとなっていたもの（北海道（網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所）、宮崎県（宮崎家畜保健衛生所））

表 2 北海道及び宮崎県の調査対象家畜保健衛生所における定期報告の状況

調査対象家畜保健衛生所	抽出農場数	定期報告が行われた	
		農場数	遵守率
北海道（網走家畜保健衛生所）	113 農場	104 農場	92.0%
北海道（十勝家畜保健衛生所）	119 農場	112 農場	94.1%
宮崎県（宮崎家畜保健衛生所）	120 農場	108 農場	90.0%

(注) 当省の調査結果（平成 26 年 8 月末現在）による。

ii) 衛生管理の状況等の公表結果をみると、表 3 のとおり、平成 26 年の定期報告が行われた農場数について、23 年の定期報告が行われた農場数と比較したところ、宮城県では約 71%、鹿児島県では約 54%にとどまっており(注)、この間に離農した農場等があることを考慮しても、定期報告が行われていない農場が相当数あることが推測される状況となっていたもの(宮城県及び鹿児島県)

(注) 経年推移での比較のため、調査対象とした宮城県(仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)及び鹿児島県(肝属家畜保健衛生所)を含む県全体を単位としている。

表 3 宮城県及び鹿児島県における定期報告の状況

調査対象道府県	平成 23 年の定期報告が行われた農場数	平成 26 年の定期報告が行われた農場数	
		農場数	対 23 年比
宮城県	6,736 農場	4,800 農場	71.3%
鹿児島県	17,649 農場	9,494 農場	53.8%

(注) 「衛生管理の状況等の公表結果」を基に当省が作成した。

このように定期報告が行われていない農場が存在する理由について、9 道府県(11 家畜保健衛生所)では、電話やはがき等による督促や立入検査時の指導をしても、定期報告の意義が十分理解されず、特に、高齢又は農場の規模が小さい家畜の所有者が、定期報告の作成・報告に負担感を持っているとしている。

(定期報告が行われていない農場に対する指導等の状況)

定期報告が行われていない農場がみられた 9 道府県(11 家畜保健衛生所)においては、上記のように指導しても報告が行われないなどとしているものの、定期報告が行われていない農場を整理していない家畜保健衛生所がみられた。また、宮崎県(宮崎家畜保健衛生所)においては、定期報告の回収を市町村に依頼しているが、定期報告が行われていない農場の報告を求めておらず、未報告の家畜の所有者に対する督促を行っていないなど、報告義務の履行確保の指導が十分に行われていない状況もみられた。

さらに、定期報告義務違反に対する家畜伝染病予防法第 68 条の規定に基づく罰則について、9 道府県(11 家畜保健衛生所)では、これまで適用した実績がない。

罰則の適用については、道府県(家畜保健衛生所)が、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることなどを懸念し、その厳格な運用に踏み切れていないものと考えられるが、都道府県が農場に関する最新の情報を正確に把握することができず、家畜伝染病が発生した場合の初動対応の遅れが生じることや、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守意識の低下につながりかねないため、是正を図る必要があると考えられる。

表 2-(3)-④

(定期報告の作成・報告に係る負担を軽減する取組の状況)

定期報告に際しては、衛生管理区域及び消毒設備の設置箇所を明示した農場の平面図、畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面等の書類を添付することとされている(家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2)。

表 2-(3)-②
(再掲)

今回、調査対象 17 道府県(20 家畜保健衛生所)における定期報告の添付書類の

表 2-(3)-⑤

負担を軽減する取組の状況を調査したところ、変更がある場合のみ添付させることとしているものが 11 道県（11 家畜保健衛生所）となっている一方で、変更の有無にかかわらず、毎年、全ての書類の添付を求めているものが 7 道府県 9 家畜保健衛生所（北海道（網走家畜保健衛生所）、宮城県（仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、愛知県（中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所）、大阪府（大阪府家畜保健衛生所）、鹿児島県（肝属家畜保健衛生所）及び沖縄県（中央家畜保健衛生所））あり、道府県ごと（北海道にあつては、家畜保健衛生所ごと）に家畜の所有者における負担に差が生じている。

こうした申請等の手続に係る負担軽減に関しては、これまで、「申請負担軽減対策」（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）に基づき、既に保有している資料と同種のものについては提出を求めないなどの見直しが行われてきたところであるが、当該閣議決定の趣旨に鑑みれば、定期報告の添付書類については、報告内容に変更があり、これを裏付ける資料の添付が必要な場合にのみ添付させる取扱いを徹底させることにより、定期報告の作成・報告に係る家畜の所有者の負担感を軽減し、義務の履行を促していく必要がある。

表 2-(3)-⑥

（農林水産省における定期報告の遵守率の把握状況）

農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知において、定期報告の対象となる農場数（母数）を求めることとしていないため、都道府県における定期報告が行われていない農場数やその遵守率を正確に把握できておらず、公表していない。このため、定期報告の実態を踏まえた報告義務の履行確保に向けた施策の企画立案において判断を誤るおそれがある。

【所見】

したがって、農林水産省は、家畜の所有者が行う定期報告義務の履行を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、定期報告の提出状況（未提出を含む。）を整理し、未提出の農場に対する遵守指導を適切に行うとともに、度重なる指導にもかかわらず定期報告義務が遵守されない家畜の所有者に対しては、原因を分析した上で、報告義務の履行確保が見込めない場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処するよう指導すること。
- ② 定期報告の添付書類について、家畜の所有者における負担の軽減が図られるよう、報告内容に変更がない場合等、添付を省略できる場合を明示すること。
- ③ 定期報告の遵守率を正確に把握できるよう、衛生管理の状況等の報告通知の見直しを行うとともに、都道府県ごとに遵守状況を公表すること。

表 2-(3)-① 飼養衛生管理基準に関する規定（抜粋）

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（飼養衛生管理基準）

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第21条第1項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3・4 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第4条 法第12条の3第1項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（飼養衛生管理基準）

第21条 法第12条の3第1項の飼養衛生管理基準は、別表第2の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

（注）飼養衛生管理基準（別表第2）の内容は45～51ページ参照。

(飼養衛生管理基準の内容)

項目	家畜の種類	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥
第二 衛生管理区域の設定	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)

4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。以下同じ。）を設置し、車両をに入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備を有する消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)

4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)

3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)

4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を

<p>家畜の種類 項目</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
	<p>当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p>	<p>備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)</p> <p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)</p>	<p>備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)</p> <p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴（家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)</p> <p>(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)</p> <p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。</p>

<p>家畜の種類 項目</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
	<p>(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 7 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 8 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>	<p>(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 9 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p> <p>(処理済みの飼料の利用) 10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。</p>	<p>(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜若しくはその死体又は当該家畜が生産した卵に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 9 過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>
<p>第四 野生動物等からの病原体の侵入防止</p>	<p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用に適した水の給与) 10 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。</p>	<p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用に適した水の給与) 12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。</p>	<p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 10 家畜の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用水の消毒) 11 野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家畜に給与する場合には、これを消毒すること。</p> <p>(野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕) 12 野鳥等の野生動物の家畜舎への侵入を</p>

家畜の種類 項目	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥
第五 衛生管理 区域の衛生状 態の確保	<p>(畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等) 11 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にするこ と。注射針、人工授精用器具その他液体（生 乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、 1頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>(空房又は空ハッチの清掃及び消毒) 12 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッ チ（子牛を個別に飼養するための小型の畜舎 をいう。）が空になった場合には、清掃及び 消毒をすること。</p> <p>(密飼いの防止) 13 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密 な状態で家畜を飼養しないこと。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止) 14 飼養する家畜が特定症状を呈しているこ とを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所 に通報すること。また、農場からの家畜及び その死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び 移動を行わないこと。必要がないにもかかわ らず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理</p>	<p>(畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等) 13 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設 及び器具の清掃又は消毒を定期的にするこ と。注射針、人工授精用器具その他液体が付 着する物品を使用する際は、注射針にあって は少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具そ の他の物品にあっては1頭ごとに交換又は消 毒をすること。</p> <p>(空舎又は空房の清掃及び消毒) 14 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房 が空になった場合には、清掃及び消毒をする こと。</p> <p>(密飼いの防止) 15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密 な状態で家畜を飼養しないこと。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止) 16 飼養する家畜が特定症状を呈しているこ とを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所 に通報すること。また、農場からの家畜及び その死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び 移動を行わないこと。必要がないにもかかわ らず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理</p>	<p>防止することができる防鳥ネット（網目の大 きさが2センチメートル以下のもの又はこれ と同等の効果を有すると認められるものに 限る。）その他の設備を設置するとともに、 定期的に対該設備の破損状況を確認し、破損 がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修 繕すること。</p> <p>(ねずみ及び害虫の駆除) 13 家畜舎の屋根又は壁面に破損がある場 合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するこ とにも、ねずみ及びびほえ等の害虫の駆除を行 うために必要な措置を講ずること。</p> <p>(家畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒 等) 14 家畜舎その他の衛生管理区域内にある 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にし ること。</p> <p>(空舎又は空ケージの清掃及び消毒) 15 家畜の出荷又は移動により家畜舎又は ケージ（家畜を飼養するためのかごをい う。）が空になった場合には、清掃及び消毒 をすること。</p> <p>(密飼いの防止) 16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過 密な状態で家畜を飼養しないこと。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止) 17 飼養する家畜が特定症状を呈している ことを発見したときは、直ちに家畜保健衛生 所に通報すること。また、農場からの家畜 及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷 及び移動を行わないこと。必要がないにもか かわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生</p>

家畜の種類 項目	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
	<p>区域外に持ち出さないこと。</p> <p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>15 飼養する家畜に特定症状以外の異状(死亡を含む。以下同じ。)であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっている間、農場から移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>16 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p> <p>(家畜を導入する際の健康観察等)</p> <p>17 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p> <p>(家畜の出荷又は移動時の健康観察等)</p> <p>18 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康</p>	<p>区域外に持ち出さないこと。</p> <p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>17 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっている間、農場から移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>18 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p> <p>(家畜を導入する際の健康観察等)</p> <p>19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p> <p>(家畜の出荷又は移動時の健康観察)</p> <p>20 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>	<p>管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>18 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっている間、農場から移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p> <p>(家畜を導入する際の健康観察等)</p> <p>20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p> <p>(家畜の出荷又は移動時の健康観察)</p> <p>21 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>

家畜の種類 項目	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
第七 埋却等の準備	<p>19 埋却の用に供する土地（成牛（月齢が満24月以上の牛をいう。）1頭当たり5平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>	<p>21 埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満3月以上のものに限る。）1頭当たり0.9平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>	<p>22 埋却の用に供する土地（成鶏（日齢が満150日以上の鶏をいう。）100羽当たり0.7平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	<p>20 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>	<p>22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>	<p>23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあってはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所</p>

<p>家畜の種類 項目</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
<p>第九 大規模所有者に関する追加措置</p>	<p>(獣医師等の健康管理指導) 21 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等) 22 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>(獣医師等の健康管理指導) 23 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等) 24 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>(獣医師等の健康管理指導) 24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等) 25 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>

表 2-(3)-② 定期報告に関する規定等の内容（抜粋）

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（定期の報告）

第12条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 （略）

（家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表）

第12条の7 農林水産大臣は、毎年、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、前2条の規定により都道府県知事がとった措置の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況について都道府県ごとに整理し、これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 第12条の4第1項の規定に違反した者
- 二・三 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（定期の報告）

第21条の2 法第12条の4第1項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあっては毎年4月15日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあっては毎年6月15日までに、別記様式第14号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図
- 二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
- 四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
- 五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 埋却の用に供する土地の所在地
 - ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容
 - ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況
 - ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離
 - ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
 - ヘ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項
- 六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に

掲げる事項を記載した書類

- イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
- ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離
- ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
- 七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
- 八 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面
 - イ 牛（月齢が満4月以上のものに限る。） 2百頭（次に掲げる牛にあつては、3千頭）
 - (1) 肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第3条第2項第8号から第10号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第11号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満17月未満のもの
 - (2) その他の牛にあつては、月齢が満24月未満のもの
 - ロ 水牛及び馬 2百頭
 - ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 3千頭
 - ニ 鶏及びうずら 10万羽
 - ホ あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 1万羽
- 九 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第13条の2第1項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

様式第14号

定期報告書	
平成 年 月 日	
都道府県知事 殿	
住所	
氏名 }) 印	
電話番号 — —	
家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。	
1. 基本情報	
家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
管理者の氏名又は住所	
管理者の住所	郵便番号 —
農場の名称	
農場の所在地	郵便番号 —
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛

	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 （肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 （肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 （子豚を除く。）	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏			
	成鶏	育成鶏	肉用鶏	
	羽	羽	羽	
	その他 （ ）	その他 （ ）	その他 （ ）	その他 （ ）
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎		ふ卵舎	

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。

(7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のもをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のもをいう。

5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
(略)

(報告事項)

第21条の3 法第12条の4第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちょうにあつては10羽未満の家畜の所有者については、第1号に掲げるものに限る。）とする。

- 一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数
- 二 畜舎等の数
- 三 法第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

○ 「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」（平成24年1月11日付け23消安第4459号農林水産省消費・安全局長通知）

平成23年4月の家畜伝染病予防法（昭和25年法律第166号。以下「法」という。）の改正により、各都道府県における的確な防疫措置の実施に資するよう、農林水産大臣は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について都道府県ごとに整理し、公表するものとされたところです（法第12条の7）。

つきましては、貴都道府県における次に掲げる事項について、別紙様式に記載していただき、毎年7月31日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課に送付いただきますよう御協力よろしくお願いいたします。

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数 ※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
	採卵	肉用						
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計すること。
- ※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場とする。
- ※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

(2) 家畜の種類及び頭羽数 ※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
	採卵	肉用						
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ 当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計すること。
- ※ 大規模農場とは、省令第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場とする。
- ※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。
- ※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」をいう。
- ※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」をいう。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守農場数 ※単位の記載は不要

① 乳用牛

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1	2①	2②	2③	2④	3	
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	
	4①	4②	4③	5①	5②	5③	6
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0

(肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏、馬は省略)

- ※ 上記の枠には、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、遵守していると報告のあった農場数を、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のチェック項目ごとに集計すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計し、遵守状況を確認すること（ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない）。
- ※ 対象農場とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場をいう。
- ※ 大規模農場とは、省令第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」及び「繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5第1項の規定による指導・助言			法第12条の6第1項の規定による勧告			法第12条の6第2項の規定による命令			備考
実農場数	延べ回数	実施年月日	対象	内容	実施年月日	対象	内容	実施年月日	対象	内容	
		(例) 平成24年10月10日	肉用鶏農場①	防鳥ネット等の設置の不備	(例) 平成24年11月20日	肉用鶏農場①	防鳥ネット等の設置の不備				(例) 法第12条の5の規定による指導・助言後の勧告を受けて改善措置を実施中
合計： ○農場 ○回		合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回						

- ※ 各欄には、当該年の前年度における実施状況を記載すること。
- ※ 法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令を行った場合、1農場につき1行を使用すること。
- ※ 1回の農場立ち入りで複数の指導・助言を行った場合には、1回として集計すること。
- ※ 備考欄には、「勧告を受けて改善措置を実施中」等の指導・助言、勧告及び命令に係る経過記録等を記入すること。

3. 家畜防疫員の確保の状況（略）

(注) 下線は当省が付した。

表2-③-③ 定期報告が行われていない農場がみられた9道府県(11家畜保健衛生所)の状況

区分		調査結果			
調査対象家畜保健衛生所	定期報告が行われていない農場の一覧を作成するなどにより、定期報告の遵守率を試算することができたもの5府県(5家畜保健衛生所)	調査結果			
		調査状況	提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由	
岩手県 (県南家畜保健衛生所)	<p>平成26年9月19日現在の状況である。</p> <p>2 県南家畜保健衛生所は、豚又は鶏農場については、管内のほぼ全ての農場から定期報告が行われているため、牛農場のように、定期報告の提出状況を整理した表は作成していないとしている。</p>	<p>管内農場数</p> <p>A 3,559</p> <p>B 3,126</p> <p>B/A 87.8%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 433</p> <p>C/A 12.2%</p>	<p>家畜の所有者が定期報告の作成・報告に負担を感じているため。</p> <p>なお、平成26年の定期報告が行われていない433農場のうち265農場については、24年かから報告が行われていない。</p> <p>県南家畜保健衛生所は、度重なる指導にもかかわらず、定期報告が行われていない農場に対する罰則適用を含めた厳格な指導の実施についで、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法の円滑な業務運営に支障が生じることが懸念されるとしている。</p>	
		<p>管内農場数</p> <p>A 170</p> <p>B 106</p> <p>B/A 62.4%</p> <p>C 64</p> <p>C/A 37.6%</p> <p>豚 116</p> <p>鶏 99</p> <p>計 286</p> <p>71.7%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 81</p> <p>C/A 28.3%</p>	<p>これまでの定期報告や立入検査の結果等によりまとめた農場情報と、定期報告の提出状況を突合。</p> <p>定期報告が行われていない農場に対しては、中部家畜保健衛生所が、電話によるほか、立入検査等により農場に往訪した際に督促結果を踏まえ、定期報告の提出状況が分かる農場一覧を作成。）</p>	<p>家畜の所有者が多忙や作成が面倒であることを理由としているため。</p>
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	<p>平成26年9月18日現在の状況である。</p> <p>2 中部家畜保健衛生所は、牛農場については、定期報告の提出状況を整理した表において、定期報告が行われていないもの、同家畜保健衛生所が農場に往訪した際に飼養頭数等の定期報告の内容を確認した農場を明確に区分して整理していったため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。</p> <p>なお、中部家畜保健衛生所は、豚又は鶏農場については、牛農場についても、定期報告が行われていない農場が相当数あるとしている。</p>	<p>管内農場数</p> <p>A 97</p> <p>B 85</p> <p>B/A 87.6%</p> <p>C 12</p> <p>C/A 12.4%</p> <p>豚 43</p> <p>鶏 34</p> <p>計 149</p> <p>75.0%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 9</p> <p>C/A 20.9%</p> <p>10</p> <p>25.0%</p> <p>31</p> <p>17.2%</p>	<p>防疫マップシステムに入力した農場情報と定期報告の提出状況を突合。</p> <p>定期報告が行われていない農場に対しては、中央家畜保健衛生所が、立入検査等により農場に往訪した際に督促結果を踏まえ、防疫マップシステムを更新し、定期報告の提出状況も入力している。）</p> <p>なお、中央家畜保健衛生所は、管内の農場に対し、立入検査を年1回以上実施しているため、定期報告が行われていない農場の飼養衛生管理の状況を把握できず、定期報告が行われていないことによる支障はないとしている。</p>	
新潟県 (中央家畜保健衛生所)	<p>平成26年10月22日現在の状況である。</p>	<p>管内農場数</p> <p>A 180</p> <p>B 149</p> <p>B/A 82.8%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 31</p> <p>C/A 17.2%</p>	<p>家畜の所有者が多忙であることなどを理由としているため。</p>	

調査結果

区分	調査対象家畜保健衛生所	遵守状況					提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由
		管内農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	B/A	B/A	平成26年の定期報告が行われていない農場数		
	大阪府 (大阪府家畜保健衛生所)							
		畜種						
		牛	47	46	97.9%	1	2.1%	
		豚	22	22	100.0%	0	0.0%	
		鶏	237	237	100.0%	0	0.0%	
		計	306	305	99.7%	1	0.3%	
		(注) 平成26年10月末現在の状況である。						
	沖縄県 (中央家畜保健衛生所)							
		畜種						
		牛	753	0	0.0%	753	100.0%	
		豚	187	28	15.0%	159	85.0%	
		鶏	181	0	0.0%	181	100.0%	
		計	1,121	28	2.5%	1,093	97.5%	
		(注)1 平成26年7月末現在の状況である。						
		2 中央家畜保健衛生所は、管内の家畜の所有者に対し定期報告を行うよう指導しているものの、定期報告を行わない家畜の所有者が多いため、家畜防疫員が農場に往訪した際に聴取した内容や、市町村から報告を受けた「家畜・家きん等の飼養状況調査」(毎年12月に実施)の結果により、やむを得ず、定期報告を作成している。						
		また、農林水産省に対する衛生管理の報告等の報告通知に基づき定期報告の提出状況の報告に当たって、家畜防疫員が定期報告を作成した農場を含む管内の全ての農場について、定期報告が行われた農場として報告している。						

調査結果

区分	調査対象家畜保健衛生所	遵守状況				提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由			
定期報告が行われていない農場を十分整理していない、定期報告の遵守率を試算することができなかったもの 4道県(6家畜保健衛生所)	北海道 (網走家畜保健衛生所)	当省の抽出農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数		平成26年の定期報告が行われていない農場数	防疫マップシステムに入力した農場情報と、市町村・関係団体からの回収結果を突合。 定期報告が行われていない農場に対しては、回収を行う市町村等に対し督促するよう依頼。市町村等の督促にもかかわらず定期報告が行われない農場に対しては、網走家畜保健衛生所が電話等によるほか、立入検査等により農場に往訪した際に督促。	家畜の所有者が定期報告の作成・報告に負担を感じているため。 網走家畜保健衛生所は、毎年、9割以上の農場から定期報告が行われているものの、残りの1割程度の家畜の所有者から定期報告が行われていないとしている。			
		A	B	B/A	C			C/A		
		牛	69	64	92.8%			5	7.2%	
		豚	31	28	90.3%			3	9.7%	
		鶏	13	12	92.3%			1	7.7%	
		計	113	104	92.0%			9	8.0%	
		(注)1	当省が抽出した農場の状況(平成26年8月末現在)である。							
		2	網走家畜保健衛生所は、防疫マップシステムに定期報告の提出状況も入力しているが、報告時点の2月1日時点で家畜を飼養していたか否かが不明である場合や廃業している場合があり、定期報告の対象となる家畜の所有者数を正確に把握できていないとしており、定期報告の遵守率を試算することができなかった。							
		北海道 (十勝家畜保健衛生所)	当省の抽出農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数				平成26年の定期報告が行われていない農場数	これまでの定期報告や立入検査の結果等によりまとめた農場情報と、市町村・関係団体からの回収結果を突合。 定期報告が行われない農場に対しては、市町村等を通じて督促するとともに、十勝家畜保健衛生所が立入検査等により農場に往訪した際に督促。	家畜の所有者が定期報告の作成・報告に負担を感じているため。 十勝家畜保健衛生所は、毎年、9割以上の農場から定期報告が行われているものの、残りの1割程度の家畜の所有者から定期報告が行われていないとしている。
				A	B			B/A		
牛	49			47	95.9%	2	4.1%			
豚	46			43	93.5%	3	6.5%			
鶏	24			22	91.7%	2	8.3%			
計	119			112	94.1%	7	5.9%			
(注)1	当省が抽出した農場の状況(平成26年8月末現在)である。									
2	十勝家畜保健衛生所は、督促結果を含め農場一覧を作成しているが、定期報告が行われていない農場を含めておらず、また、報告時点の2月1日時点で家畜を飼養していたか否かが不明である場合や廃業している場合があり、定期報告の対象となる家畜の所有者数を正確に把握できていないとしており、定期報告の遵守率を試算することができなかった。									
宮崎県 (宮崎家畜保健衛生所)	当省の抽出農場数			平成26年の定期報告が行われた農場数		平成26年の定期報告が行われていない農場数	(宮崎家畜保健衛生所は、市町村から報告を受ける定期報告が行われた農場の一覧のほか、これまでの立入検査等の結果で管内の農場を把握しているが、市町村から定期報告が行われていない農場の報告を受けておらず、定期報告が行われていない農場に対し督促も行っていない。)。	(宮崎家畜保健衛生所が定期報告の回収を直接行っていないため、定期報告が行われていない理由は未把握)		
				A	B	B/A				
		牛	40	38	95.0%	2			5.0%	
		豚	40	34	85.0%	6			15.0%	
		鶏	40	36	90.0%	4			10.0%	
		計	120	108	90.0%	12			10.0%	
		(注)1	当省が抽出した農場の状況(平成26年8月末現在)である。							
		2	宮崎県においては、定期報告の回収を県内の関係団体に委託し、関係団体から市町村に対し定期報告を回収するよう依頼されているが、県から関係団体・市町村に対し、定期報告が行われていない農場の報告を求めておらず、また、調査した宮崎家畜保健衛生所は、管内の農場数を集計していなかったため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。							

調査結果

区分	調査対象家畜保健衛生所	遵守状況				提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由	
宮城県 (仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)	宮城県 (仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)	平成23年の定期報告が行われた農場数	平成25年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成28年の定期報告が行われた農場数	仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所は、定期報告が義務化される前に県で実施していた家畜の頭羽数調査の結果、これまでの定期報告や立入検査の結果等によりまとめた農場情報と、家畜保健衛生所、市町村・関係団体からの回収結果を突合。 定期報告が行われていない農場に対しては、各家畜保健衛生所が、立入検査等により農場に往訪した際に督促。	家畜の所有者の高齢化に伴い、年々報告が行われていない状況が増え、記載漏れや誤記も増加している。	
		畜種						
		牛	5,262	4,282	3,957			75.2%
		豚	206	185	182			88.3%
		鶏	1,268	880	661			52.1%
		計	6,736	5,347	4,800			71.3%
		(注)1 農林水産省の「衛生管理の状況等の公表結果」を基に当省が作成した。						
		2 農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知において、都道府県に対し、平成23年分については24年3月31日まで、24年分以降は各年7月31日までに報告するよう求めており、24年分の公表結果については、23年分の報告から4か月しか経過していないことに加え、23年分の報告農場数の方が24年分の報告農場数よりも多いため、本表では、記載していない。						
		3 各年の定期報告が行われた農場数を比較した場合の差には、定期報告が行われていない農場のほか、廃業や休止した農場も含まれる。						
		4 調査した仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所においては、定期報告が行われた農場により農場一覧を作成しているものの、定期報告が行われていない農場については当該一覧に含まれておらず、管内の農場数を取りまとめた集計表を作成していないため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。						
5 定期報告の提出状況を経年推移で比較するため、上記の実績は、宮城県全体を単位としている。								
鹿児島県 (肝属家畜保健衛生所)	鹿児島県 (肝属家畜保健衛生所)	平成23年の定期報告が行われた農場数	平成25年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成28年の定期報告が行われた農場数	肝属家畜保健衛生所は、これまでの農場報告や立入検査結果等によりまとめた農場情報と、市町村・関係団体、農場が所属する企業等からの回収結果、定期報告とともに市町村から提供を受ける農場情報を突合。 定期報告が行われていない農場に対しては、立入検査等により農場に往訪した際に督促。	なお、肝属家畜保健衛生所においては、平成23年以降の提出状況を確認できた258豚農場のうち8農場について、平成23年又は24年から定期報告が行われていない。 肝属家畜保健衛生所は、度重なる指導にもかかわらず、定期報告が行われていない農場に対する罰則適用を含めた厳格な指導の実施について、i)家畜の所有者が萎縮してしまうため、信頼関係を構築した上で定期報告の必要性の理解が得られるよう指導した方が報告が行われると考えている、ii)県内の農場数が多く、業務への負担が大いなか中、罰則適用に伴う事務の負担が懸念されるとしている。	
		畜種						
		牛	11,680	8,207	7,120			61.0%
		豚	769	584	522			67.9%
		鶏	5,200	2,430	1,852			35.6%
		計	17,649	11,221	9,494			53.8%
		(注)1 農林水産省の「衛生管理の状況等の公表結果」を基に当省が作成した。						
		2 農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知において、都道府県に対し、平成23年分については24年3月31日まで、24年分以降は各年7月31日までに報告するよう求めており、24年分の公表結果については、23年分の報告から4か月しか経過していないことに加え、23年分の報告農場数の方が24年分の報告農場数よりも多いため、本表では、記載していない。						
		3 各年の定期報告が行われた農場数を比較した場合の差には、定期報告が行われていない農場のほか、廃業や休止した農場も含まれる。						
		4 鹿児島県は、家畜伝染病予防法が改正された平成23年度に県内の農場数を把握するため調査を実施したが、毎年度、農場数を正確に把握・集計することは、県内の農場数が多く、業務負担が大いなか中、また、調査した肝属家畜保健衛生所は、定期報告の提出状況が分かる農場一覧を作成していなかったため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。						
5 定期報告の提出状況を経年推移で比較するため、上記の実績は、鹿児島県全体を単位としている。								

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-④ 「口蹄疫対策検証委員会報告書」(平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会)における発生農場の防疫に対する意識及び県による農場情報の把握に関する指摘内容(抜粋)

第2 今回の防疫対応の問題点

4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止の在り方

(1) 国では平成16年に、家畜伝染病予防法に基づいて、飼養衛生管理基準を設けた。この飼養衛生管理基準では、伝染病から家畜を守るために牛、豚、鶏の所有者が日常的に守るべき10項目が示されている。

しかし、今回の感染の広がりをみても、畜産農家段階において飼養衛生管理基準が守られていたとは言い難く、家畜保健衛生所も十分な指導を行っていなかったと見られる。

宮崎県では10年前に口蹄疫が発生し、病気に対する危機感が高まった。しかし、今回の発生農場においては、踏み込み消毒槽、動力噴霧器並びに専用の作業着及び長靴の未設置など概してバイオセキュリティの低い状況が確認されている。前回の発生から時間がたつ中で、防疫意識が低下していたと考えざるを得ない。

(2) (略)

(3) 飼養衛生管理基準は、伝染病予防のポイントとして10項目を掲げているものの、緊迫感や具体性に欠け、実効性に乏しいものであった。

消毒槽を設置していないなど、飼養衛生管理基準を遵守しているとは思えない管理を行っている畜産農家が多数あったことを考えれば、国は飼養衛生管理基準をより具体的に示し、畜産農家が確実に遵守できるようにすべきであった。

(4) (略)

5 発生時に備えた準備の在り方

(1) (略)

(2) 宮崎県は、肉用牛の数は全国3位、養豚は全国2位の畜産県だが、家畜保健衛生所の数は県内に3ヶ所、家畜防疫員も47人であり、このため、家畜防疫員(家畜保健衛生所の獣医師)一人当たりでみた場合の管理頭数は15,342家畜衛生単位(牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数(牛:豚:鶏=1:0.2:0.01)に基づき換算したもの)(全国平均 4,244家畜衛生単位)、畜産農家戸数は246戸(全国平均 52戸)と、他の都道府県と比較して家畜防疫員の負担が格段に大きい。

伝染病発生に対する早期対応のためには、都道府県や家畜保健衛生所が日頃から農場の所在地や畜種、頭数などについて把握していることが重要である。しかし、宮崎県では、そうした最新の情報を十分に把握していなかった。このため初動対応などが遅れ、被害を広げたと考えられる。

(以下略)

第3 今後の改善方向

4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

(1) 口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置が何よりも重要である。このことは、口蹄疫に限らず、広く家畜の伝染病の発生・まん延を防ぐ意味でも重要である。

このため、畜産農家は、ウイルス侵入防止の重要性を十分認識し、日ごろから責任をもって、効果的な侵入防止措置を実行していく必要がある。

また、都道府県は、畜産農家の防疫に対する意識を高め、畜産農家に家畜の飼養についての最低限の規範である飼養衛生管理基準を確実に遵守させるためにも、定期的な研修を行ったり、畜産農家から飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に報告させたり、家畜防疫員による定期的な立入検査(現行法でも拒否した場合は罰則)を行うべきである。

このため、市町村、獣医師会、生産者団体とも十分に連携・協力すべきである。

(2) 飼養衛生管理基準を遵守していない畜産農家や遵守指導を徹底していない都道府県に対しては、手当金などの削減・返還を含めて、何らかのペナルティを課すべきである。

(3)～(7) (略)

5 発生時に備えた準備の在り方

(1) (略)

(2) 都道府県は、農場の所在地、畜種、飼養頭数、畜舎の構造、飼養管理の状況などを日常的に把握しておくべきである。このため、家畜伝染病予防法に基づく立入検査を定期的に実施するとともに、市町村、獣医師会並びに生産者団体などと十分に連携すべきである。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-3-⑤ 調査対象 17 道府県 (20 家畜保健衛生所) における定期報告の添付書類の負担を軽減する取組の状況

区分	該当道府県 (家畜保健衛生所) 数
変更がある場合のみ添付	11 道府県 (11 家畜保健衛生所) (北海道 (十勝)、秋田県 (北部)、栃木県 (県北)、群馬県 (中部)、新潟県 (中央)、山梨県 (西部)、鳥取県 (倉吉)、島根県 (出雲)、福岡県 (中央)、熊本県 (中央)、宮崎県 (宮崎))
変更の有無にかかわらず、全ての書類を添付	7 道府県 (9 家畜保健衛生所) (北海道 (網走)、宮城県 (仙台及び北部)、岩手県 (県南)、愛知県 (中央及び東部)、大阪府 (大阪府)、鹿児島県 (肝属)、沖縄県 (中央))

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、当省の調査で定期報告が一部行われていない状況がみられた 9 道府県 (11 家畜保健衛生所) である。

3 山梨県 (西部家畜保健衛生所) 及び宮崎県 (宮崎家畜保健衛生所) においては、変更がある場合のみ添付させている書類を平面図など一部の書類に限定している。

4 栃木県 (県北家畜保健衛生所)、群馬県 (中部家畜保健衛生所)、山梨県 (西部家畜保健衛生所)、福岡県 (中央家畜保健衛生所) 及び宮崎県 (宮崎家畜保健衛生所) においては、変更の有無を確認できるようにするため、家畜の所有者に対し、前年の定期報告又は前年の報告内容を記載した定期報告の様式を送付している。

表 2-(3)-⑥ 「申請負担軽減対策」(平成 9 年 2 月 10 日閣議決定)(抜粋)

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴い手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴い国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度(1996年度)末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- (3) 申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- (4) 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

ロ 変更申請等の簡素化

- (1) 変更申請については、それを必要としない事項を拡大し、また、変更申請を必要とする場合でも記載事項及び添付書類は変更に関するものに限定する。
- (2) 更新申請書の記載事項は、新規の変更事項を除き、原処分継続希望の表明のみとすることとする。
- (3) 事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者に簡便な手続で承継されるよう措置する。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。